

## 八千代市建築基準法施行細則（抜粋）

（申請書の取下げ届）

第10条 確認等の申請書、第17条第1項に規定する道路指定申請書又は第18条第1項に規定する道路位置指定申請書を提出した建築主等は、市長又は建築主事が当該申請について確認等の処分をする前に当該確認等の申請書、第17条第1項に規定する道路指定申請書又は第18条第1項に規定する道路位置指定申請書を取り下げようとするときは、取下げ届（第10号様式）により行うものとする。

（道路位置指定申請書）

第18条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書（第17号様式）に道路位置指定申請図（第18号様式）及び次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る承諾者の印鑑登録証明書
- (2) 申請に係る土地及び建物の登記事項証明書

2 市長は、前項の規定による申請について道路の位置の指定をするときは、道路位置指定通知書（第19号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 位置の指定を受けた道路、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為の許可を受けた区域内の道路又は旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）による住宅地造成事業の施行区域内の道路（以下第20条において「位置の指定を受けた道路等」という。）を変更し、又は廃止するときは、前2項の規定を準用する。

（道路の位置の標示）

第19条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の境界を明確にしておかなければならない。

附 則（平成18年規則第31号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の規則の様式  
の用紙は，当分の間，これを取り繕い使用することができる。